

ボイラー溶接士免許の更新について

京都労働局

特別・普通ボイラー溶接士免許の有効期限を更新申請される場合につきましては、下記により手続を行ってください。

1 申請対象者

京都府内在住の方（申請先は、申請者の勤務先を所轄する労働局ではなく、申請者の住民票記載の住所地の労働局（住民票上の住所が京都府内にある場合は、京都労働局）です。単身赴任中の方はご注意ください。）

また、申請に当たっては、当該免許証の有効期間満了の1ヶ月前から受理を行います。なお、有効期間を超過してからの更新申請は無効です。

2 必要な書類

- (1) 免許申請書
- (2) 写真1枚（縦30mm×横24mm 鮮明で、上三分身（胸から上）無帽、無背景で最近6か月以内に撮影したもの）
- (3) 収入印紙 1,500円分（消印はしないこと）
- (4) 郵便切手 460円+専用の免許証送付用窓開封筒
（専用窓開封筒は労働局、監督署に備えています。任意の封筒でも構いません。）
（切手代は令和6年9月17日以降の申請における簡易書留郵便料金です。令和6年9月16日提出分までは434円です。）
- (5) 労働安全衛生法関係の免許証原本（更新をする免許証）
紛失、盗難または氏名が変更されている方は、別途、再交付・書替申請が必要になります。
- (6) 免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面または試験板（ボイラー溶接士免許更新実技試験判定結果）下記A B参照。

A 免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面（実績証明書）

免許の有効期間中に溶接したボイラーまたは第一種圧力容器の全ての溶接検査等に合格し、かつ、免許の有効期間の満了前1年間にボイラーまたは第一種圧力容器の溶接の業務に従事していることを証明する書面です。

加えて、他局において溶接実績がある方は、該当局に実績証明願いを申請し、実績証明書の交付を受け、その書面を添付してください。

B 試験板（試験片、いわゆるテストピース）またはボイラー溶接士免許更新実技試験

判定結果

事前に、次に掲げる試験板を作成し、その試験板に免許証番号の下3桁の数字を打刻した上、京都労働局（住所地労働局）あるいは管下労働基準監督署に持参してください。

その際に、京都労働局の頭文字「京」の刻印処理を行います。

なお、打刻処理は有効期間の2ヶ月前から受付します。

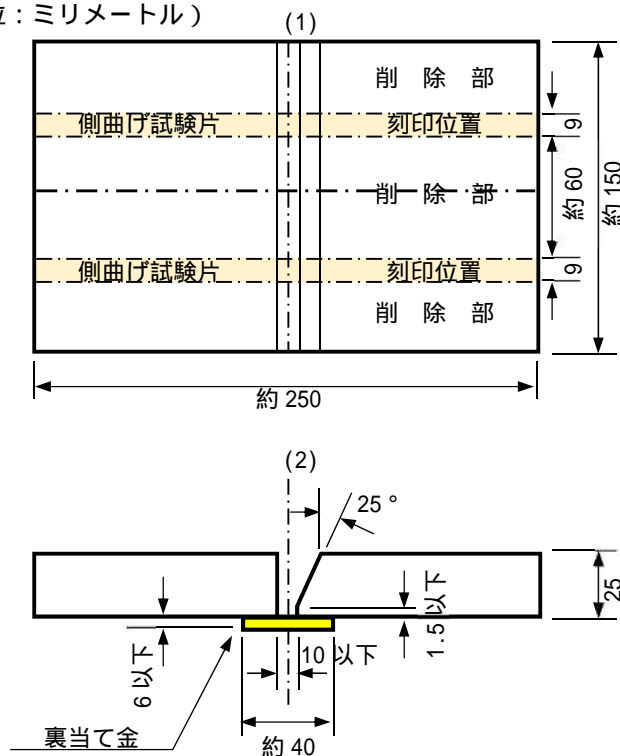
（番号の刻印をお持ちでない場合は、免許証番号の下3桁も労働局あるいは管下労働基準監督署で刻印します。例「京999」等）

- (1) 試験板の鋼板にあっては、次の各号のいずれかに該当するものです。
 - J I S G 3103-1966（ボイラ用圧延鋼材）に定める鋼板2種の規格に適合。
 - J I S G 3106-1970（溶接構造用圧延鋼材）に定める鋼板1種の規格に適合。
 - J I S G 3101-1970（一般構造用圧延鋼材）に定める鋼板2種の規格に適合。
- (2) 試験板の厚さは、特別ボイラー溶接士25mm、普通ボイラー溶接士9mmです。
- (3) 試験板の形状及び寸法にあっては、次の図のとおりです。

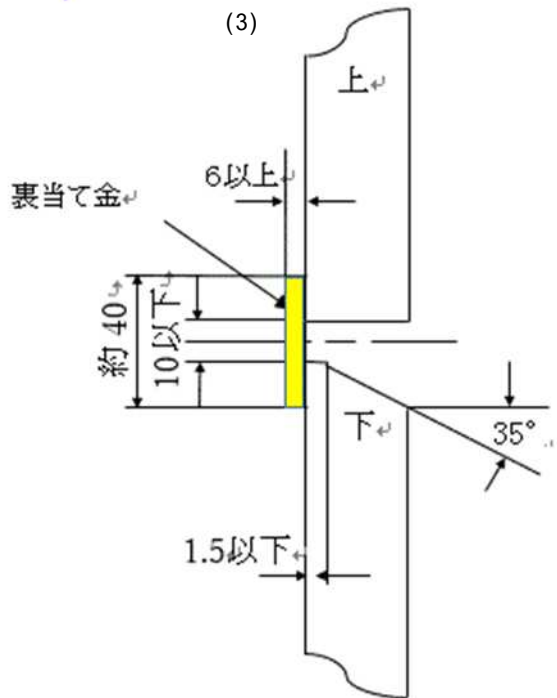
○特別ボイラー溶接士

第15条 試験板であって特別ボイラー溶接士免許試験に用いるものの形状及び寸法は、次の図のとおりとする。

（寸法単位：ミリメートル）



この断面図は特別ボイラー溶接士更新の下向き突合せ溶接及び立向き突合せ溶接の場合における試験板を示す。



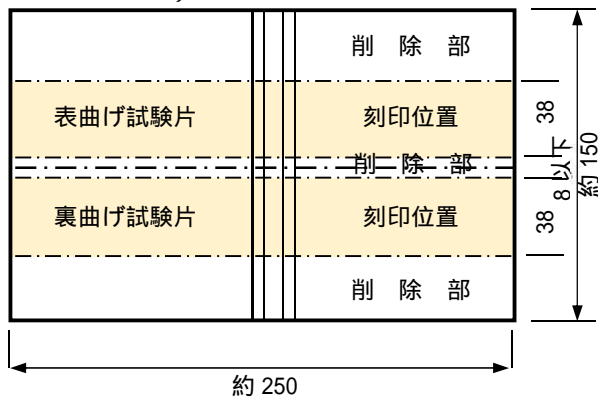
この断面図は、特別ボイラー溶接士更新の
 横向き突合せ溶接の場合における試験板を
 示す。

(試験板の詳細は、昭和47年9月30日労働省告示第116号「ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程」第15条、同第16条を参照願います。)

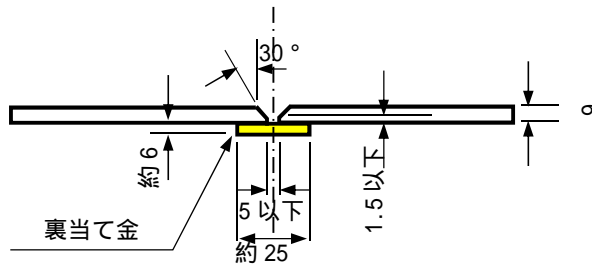
○普通ボイラー溶接士

第 16 条 試験板であって普通ボイラー溶接士免許試験に用いるものの形状及び寸法は、次の図のとおりとする。

(寸法単位：ミリメートル)



(寸法単位：ミリメートル)



開先の角度は 60° とする

(試験板の詳細は、昭和 47 年 9 月 30 日労働省告示第 116 号「ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程」第 15 条、同第 16 条を参照願います。)

【試験板に関する注意事項】(特別ボイラー溶接士・普通ボイラー溶接士共通)

- (1) 試験板は、溶接の前後を通じて熱処理、つち打、ピーニング等の処理を行ってはありません。
- (2) 立向き突合せ溶接及び横向き突合わせ溶接における試験板は、溶接を開始してから終了まで、その上下又は左右の方向を変えてはありません。
- (3) 試験板は、逆ひずみ法、拘束法等の方法により溶接後のひずみがなるべく5度を超えないように作成するものとします。
- (4) 溶接棒にあっては、J I S Z 3211-1970(軟鋼用被覆アーク溶接棒)に適合する溶接棒のうち、その直径が3.2ミリメートル以上6ミリメートル以下のものとします。
- (5) 試験板は、曲げ試験を行うものとし、特別ボイラー溶接士は側曲げ試験を、普通ボイラー溶接士は裏曲げ試験を、試験用ジグを用いて行ってください。削除部を切り落とし、曲げ試験を行った後の「試験片」は、住所地労働局または管下労働基準監督署に提出し、合否判定を受けて下さい。

【合格基準】

次に掲げる欠陥が試験片に生じていない場合、合格とします。

(次のいずれかの欠陥がある場合は不合格です。)

3.2 mm以上の割れがある場合

割れの長さが3.2 mm以下でもその合計の長さは7 mmを超える場合

小割の数が10個以上ある場合

ブローホールの数が10個をこえる場合

アンダカット、溶込み不良又は、スラグの巻込みが著しい場合

なお、「3.2 mm以上の割れ」の判断にあっては、アンダカット、内部の割れは問題とするが、熱影響部の割れは問題としないものとし、また、ブローホールと割れが連続しているものは、ブローホールを含めて連続した割れの長さとし、みなすものとします。

《不合格判定の場合》

住所地労働局での更新手続きではなく、安全衛生技術試験協会での実技試験を再受験し、「免許試験合格通知書+東京労働局免許証発行センターへの新規の免許申請」が必要となります。ご不明の点は、申請者の住所地労働局の安全主務課にお尋ねください。

3 普通ボイラー溶接士免許の更新を忘れた場合の取り扱い

平成28年から、**普通ボイラー溶接士のみ**、「実技試験免除による新規免許申請」を住所地労働局で行えるようになりました。免許が期限切れになった理由を記載した**理由書**を提出することになります。新規免許申請の一種で「実技試験免除」という名称となりますが、仮付けの試験板を作成して刻印を打刻し、本溶接後に曲げ試験(裏曲

げ)をした試験片の合否判定を、住所地労働局または管下労働基準監督署の安全主務課担当官が実施します。内容は更新の手続とほぼ同じです。

ただし、不合格判定の場合は、安全衛生技術試験協会での実技試験を再受験する必要があります。更新を忘れた期間が長期となり学科試験免除資格を得られない場合も、安全衛生技術試験協会での再受験が必要です。

なお、特別ボイラー溶接士免許の更新を忘れた場合は、従来通り「安全衛生技術試験協会での実技試験を再受験」となりますので、ご注意ください。